

介護予防

短期入所療養介護事業所「介護老人保健施設エルダーランド」 利用約款

本約款は、利用者が、介護老人保健施設エルダーランド（以下「当事業所」という。）が提供する介護予防短期入所療養介護（以下「サービス」という。）を利用する場合の取扱いについて定めるものです。

併せて、本約款が契約の内容となりますので、本約款に同意したうえで、サービスをご利用ください。

（約款の目的）

第1条 当事業所は、要支援状態と認定された利用者（以下、「利用者」という。）に対し、介護保険関係法令の趣旨に従って、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、介護予防短期入所療養介護を提供し、一方、利用者は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（約款の効力）

第2条 本約款は、利用申込者が介護予防短期入所療養介護利用同意書を当事業所に提出したときから効力を有します。但し、サービスの終了（解約のこと。以下同じ。）後に再度、この短期入所療養介護を利用する場合は新たに同意を得ることとします。

（サービスの終了）

第3条 利用者は、いつでも、その料金を負担することなく、このサービスの利用を終了することができます。

2 当事業所は、次の場合には、利用者に対し、このサービスの提供を終了することができます。

- ① 利用者の介護予防サービス計画が作成されているときには、その計画で定められた利用日数を満了した場合
- ② 利用者の病状の急変等により、必要な医療の提供が困難であると認められた場合
- ③ 利用者が、当事業所又はその職員に対して、このサービスを継続し難いほどの背信行為を行った場合

3 次の場合には、このサービスは自動的に終了します。

- ① 利用者が医療機関に入院した場合
- ② 利用者が要支援認定において要介護又は非該当（自立）と認定された場合
- ③ 利用者が介護保険の被保険者としての資格を喪失した場合

④ 利用者が死亡した場合

(サービスの内容)

第4条 当事業所は、次の介護予防短期入所療養介護の提供を行います。

- ① 診療
- ② 機能訓練
- ③ 看護及び医学的管理の下における介護
- ④ 食事の提供
- ⑤ 相談及び援助
- ⑥ その他のサービスの提供

(利用料金)

第5条 入所者は、当事業所に対して、介護予防短期入所療養介護の提供の対価として利用単位ごとの料金をもとに計算された合計額を支払います。なお、支払いの方法は当事業所窓口における現金払いとなります。

- 2 当事業所は、毎月15日と末日の2回に分けて、その翌日に請求を行い、利用者は1週間以内に支払います。なお、利用者から利用料金の支払いを受けたときは、領収証を発行します。

(秘密保持等)

第6条 当事業所は、利用者の個人情報については「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、その適切な取り扱いに努めます。

- 2 当事業所及びその従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

- 3 当事業所は、次の場合には、利用者又はその家族の個人情報を用います。

- ① 地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービス提供事業者へサービスの利用に関する介護情報を提供する場合
- ② 医療機関等へ適切な在宅生活のための療養情報を提供する場合

- 4 第1項から前項までの事項は、サービス終了後も同様の取り扱いとします。

(本約款に定めのない事項)

第7条 本約款に定めのない事項については、介護保険関係法令その他諸法令の定めるところにより、双方が誠意をもって協議して定めることとします。